



「福島市写真美術館」(福島市森合町)

平成23年9月1日発行(毎月1回1日発行)第482号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2011

9

ふくしま街歩き今昔



法人ニュースふくしま 2003年9月号より

1. 子どもの時には節度を学ぶ
2. 成人になったら感情をコントロールすることを学ぶ
3. 中年になったら正義を学ぶ
4. 老人になったらよき助言者となることを学ぶ
5. 最後に悔いなく死ぬことである
さて、そうなれるだろうか。(浦部記)

私のポケット

最近、さすがに年をとったと思う。すると自然と人生の全体像を考えるようになる。つまり自分はよりよく生きてきたのだろうか、といった思いだ。

先日、ある文章が目にとまった、(老いてなお成長する)というのだ。

老いた者は、成長がとまったと思う。たしかに現在の仕事では、成長が止まったかもしれない。だが、有能で病気でなければ、仕事さえ変えれば、再び成長する。昔と同じく働くことはできなくとも、判断力に狂いがなく、以前よりも優れた意思決定が行える。助言者としても、年とともに欲を離れ、かつ知恵と親身さを併せ持つならば、最高の仕事をする。というのだ、

ほお、ならばこれからの人生も、結構面白い事になるのかも知れない。

ただし、それには謙虚さが必要だろう、古い友人が、座右の銘にしているギリシャの格言を覚えてくれた。

着任のばいさつ



福島税務署長
木幡 四郎

七月の定期人事異動で福島税務署長を拝命いたしました木幡でございます。前任は郡山税務署長ですが県庁所在地である福島市を管轄する署の長ということで、心を新たに職務を全うしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

社団法人福島法人会の皆様には、租税教育の推進をはじめとした納税思想の高揚はもとより社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられ、この場をお借りし、改めて敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

今更言うまでもないことですが、租税行政をより円滑なものとしていくためには、私どもの不断の努力は当然ながら、法人会の皆様方をはじめとした関係団体のご支援は不可欠でございます。どうか引き続き、租税行政全般にわたるご支援をよろしくお願いたします。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から間もなく半年が経過いたします。被害を受けられました皆様方に改めてお見舞いを申し上げますとともに一日でも早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

この大震災により被害を受けられました方々への税制面での対応といたしま

しましては、震災特例法も施行されておりますが、私ども、特に雑損控除について適用となる方に確実に手続きをしていただけるよう電話相談、説明会や個別相談の開催等に組織を挙げて取り組んできているところでございます。

皆様におかれましては、被災された方々への税の面での対応が、震災特例法の趣旨に沿って適切かつ確実に行われますよう広報等へのご支援よろしくお願いたします。

ところで、わが国の社会経済構造の変化、とりわけ近年の少子・超高齢化やグローバル・IT化などにより、税を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増してきております。

こういった中「適正・公平な課税及び徴収の実現」という国税庁の任務をしっかりと果たしていくためには、このような情勢の変化にも的確に対応した効率的な租税行政としていくことは極めて大切なことと考えております。

皆様におかれましては、これまで電子申告・納税システム（e-Tax）の普及・促進や書面添付の定着をはじめ租税教育につきましては多大なるご支援をいただいておりますが、引き続き、効率的な租税行政に向けた各種の取組みに対しましても、より一層のご協力をよろしくお願いたします。

最後になりましたが、社団法人福島法人会と会員企業の皆様の益々のご繁栄をご祈念いたしまして着任の挨拶といたします。



「国税に関する申告・納付等の期限」のお知らせ

平成23年3月11日から9月30日までの間に到来するすべての国税に関する申告・納付等の期限が9月30日（金）となりました。

なお、次の市町村の納税者の方の期限は、引き続き延長されています。

▽川俣町、田村市、南相馬市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村

申告・納付等の義務がある法人の方で申告・納付等がまだお済みでない方は、平成23年9月30日（金）までに手続きをお願いします。

災害等により9月30日までに申告・納付等の手続きが困難な方につきましては、個別に期限の延長が認められますので、状況が落ち着いた後に、最寄りの税務署にご相談ください。

◆お問い合わせ先

福島税務署（☎024-534-3121）へ電話し、音声案内に従い、一般的なご相談は「0」番を、個別のご相談は「2」番を選択してください。

県税からのお知らせ

平成23年度自動車税の定期課税

東日本大震災に伴い平成23年度の自動車税の課税を延期しておりますが、原子力災害区域に係る一部市町村（川俣町、田村市、南相馬市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村）を除き、次の日程で課税を実施いたします。

納税通知書の発付日：9月7日（水）
納期限：10月31日（月）

なお、10月30日までに車検有効期間が、満了する自動車については、平成22年度の納税証明書で車検を更新することができません。

個人事業税の課税延期のお知らせ

県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税は、通常8月31日（第1期分）までと11月30日（第2期分）までの2回に分けて納めることになっていますが、平成23年度課税分については東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、納税通知書の発付を延期しています。

具体的な課税の時期については確定し次第改めてお知らせします。

◆お問い合わせ先

最寄りの県地方振興局県税部または県庁税務課（☎024-521-7068）

平成23年度税制改正 法案は成立しているの？

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、平成23年度税制改正法案は、成立しているのでしょうか。

平成23年度税制改正法案は、1月25日に国会に提出され、3月末に可決成立するはずでした。

ところが、3月11日に東日本大震災・福島原発事故がありました。

その後の国会は、震災復興・原発事故対応に追われ、多くの重要法案が審議中のままとなってしまう、平成23年度税制改正法案も同様となりました。

そこで、平成23年度税制改正法案から①期限切れ租税特別措置の延長、②政策税制の拡充、③納税者利便の向上、④課税の適正化、のための改正項目を分離した新たな「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」を、6月10日に国会に提出し、6月22日に可決・成立しました。

この改正には、

- ・年金所得者の申告不要制度の創設
- ・雇用促進税制の創設
- ・住宅取得資金非課税措置等の拡充
- ・免税事業者の要件の見直し
- ・課税売上割合95%以上の全額仕入税額控除制度の見直し

その他多くの改正が含まれています。

また、平成23年度税制改正法案のうち、税制抜本改革の一環をなす改正項目については、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として在置され、国会において補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議することとなり、私がこの原稿を書いている7月24日現在、成立はしていません。

- ・この改正法案には、
 - ・法人税率の引き下げ
 - ・欠損金の繰越控除の見直し
 - ・給与所得控除の上限設定
 - ・相続税の基礎控除の引き下げ
 - ・相続時精算課税の対象拡大 等々
- 私たちの身近に関係してくる改正法案が、多数含まれていますので、今後の国会の動向に、注目したいと思います。

東北税理士会福島支部 飯田真理子

村井幸三さんの 「へーなるほど」

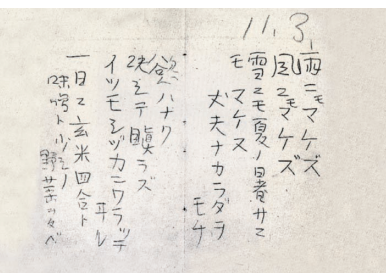
三月十一日の大震災で果てしない不安に沈み込んだ罹災者の皆さん、というより全国民の心の絆と なったのは、二人の詩人の素晴らしい作品でした。宮沢賢治さんと金子みすずさんの自由詩がそれです。テレビから繰り返し流される、思いやりと助け合いを訴える心のこもった真実の響きは皆さんの心に深く沁み入り、国をあげての大救援の輪になっていったと思います。

とくに賢治さんの
雨ニモマケズ
風ニモマケズ
の詩は小学生時代から親しまれてきた方が多いはずですが、今回のような立場におかれてみると、罹災者の皆さんと一緒にオロオロ歩こうという賢治さんの呼び掛けが、実際のこととして改めて強く共感されたのではないのでしょうか。

賢治さんはご存じのように岩手県の花巻で生涯をすごされた農民芸術作家です。従って本県ともつながりがあるはずと思いきや、めぐって見ましたが、僅かに盛岡高農（現・岩手大）二年生だった大正五年（1916）に、山形市で開かれた奥羽連合共進会見学のための旅の折、福島で奥羽線に乗換えたことがあるだけでした。

ただ人脈的には晩年川内村に住んだ詩人の草野心平さんとは、大正十四年以来のお付き合いで、心平さんの同人詩誌「同鑑」に同人として参加しています。心平さんは「米がな、一俵おくれ」など無心していきすし、昭和五年には雑誌「文芸月刊」に賢治さんの傑作「春と修羅」を絶賛して紹介していますから、賢治さんとはかなり親しいつながりを持っていたようです。

九月二十一日はその賢治さんの命日、賢治忌です。故郷花巻では毎年、お勧めは夕刻から「雨ニモマケズ」の詩碑の前で行われる催しです。降るような星空の下篝火が燃え、賢治さんの作った歌っコが歌われイーハトーブの天空にすいこまれていきます。機会があったら是非一度お訪ね下さい。



経・ネ ややまひろし



株式会社三宅新聞店
代表取締役
三宅 一秀氏
(福島市豊田町2-3)
TEL (024) 521-4025

三宅新聞店というと宮町にある、というイメージが強く、行ってみたら無い。先月の七月二十五日に豊田町に移転したばかりだった。4号国道にある馬頭観世音の向かいで洒落た建物の中で営業を開始していた。三宅新聞店は毎日新聞、福島民報、スポニチを主に扱っている新聞販売センターで豊田町を本社に森合、西中央、渡利、吾妻、陣場町、春日町、北部、南部、岡山、大森、西部などに各販売センターがある。

現社長は三代目で初代は三宅新(しん)という人物。新聞の新しいので思わず笑ってしまった。くわしいことは分からないが初代は四国生まれで、何故か福島に出て来て新聞販売所に飛び込んだという。そしたらその社長に「喜多方の販売所を任せるから喜多方で修行してこい」と言われ喜多方に向かった。

そこで三宅新聞販売所を開業したのが創業で昭和五年のことである。戦後の日本が落ち着き始めた昭和三十年頃、三宅氏は福島市に移り、最初新町で開業しその後宮町に移転した。その頃は二代目の三宅喬(たかし)氏が社長となり事業を拡大していった。

新聞店の朝は早い。通常だと二時半頃毎日新聞、福島民報が届く。だから二時頃出社するということになる。それを区分けし、四時から五時半ころまで配達し六時頃までに終了する。

最初の頃の配達人はほとんど小・中高の学生で徒歩、または自転車白い息を吐きながら配達をしていた。

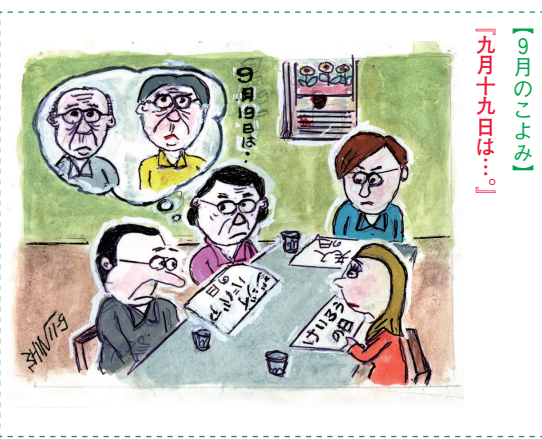
「最近はどうなんですか」と聞くと「ほとんどが大人の男性と女性でバイクが多くなりました」

社長は昭和四十三年、福島市宮町で生まれ、県立福島東高校を卒業、立正大学文学部を出てすぐ三宅新聞店に入社した。

最初修行のためか仙台の毎日新聞販売店の責任者として仙台に向かった。ところが仙台は河北新報の牙城であり、その勢力は莫大なものがある。その中で毎日売り込むには大変な苦労があった。二年ほど仕事をしたが結局、毎日新聞社の方で経営することになり福島に戻った。

三代目の社長に就任したのは平成十二年のこと。

「新聞販売店の仕事って、ほとんどが労



務管理なんです。正社員が五十名ほど、それにパートおよびアルバイトが五百名を越えていますから主な仕事は労務管理ということになります」

「すんなりと稼業を継いだわけですか」

「例えは変ですが、音楽家や歌舞伎役者は生まれたときから、その世界にとっぷりひたって跡を継いでいるわけでしょう。私も生まれたときから新聞販売所にいるわけですから、この仕事をするのが当然と思えました」

「これからの方針は」

「長く購読して頂いているお客さまにポイント制度を導入して様々なサービスを提供したいと考えています。それとお米の宅配事業も始めました。老人クラブの協力で金婚式表彰、福島民報社と共催でも写生大会も開催しています」

新聞販売を基調に様々な事業展開を実施している若い社長さんである。

お知らせ

- 23・8・1 平成23年度第1回委員長会議
- 23・8・2 優良申告法人部会第15回定時総会
- 23・8・9 女性部会正副部会長、企画・広報正副委員長会
- 23・8・23 セミナー「逆境の経営環境に立ち向かう中小企業経営」
講師 松井健一氏(松井経営人事研究所長)
- 23・8・24 女性部会8月例会
- 23・8・26 平成23年度第1回役員・委員会合同会議

優良申告法人部会第15回定時総会

セミナー「逆境の経営環境に立ち向かう中小企業経営」